

記録の起源と複式簿記の記録（ ）

主 方 久

1. はじめに
2. 「記録」の起源
 - 1) アルタミラの壁画と記録（以上、本誌、56巻3・4号）
 - 2) メソポタミア時代の粘土板と記録
 - (1) 粘土球の会計文書
 - (2) 粘土塊の会計文書（以上、本誌、57巻1号）
 - (3) 粘土板の会計文書（以上、本号）
3. 複式簿記の「記録」
4. むすび

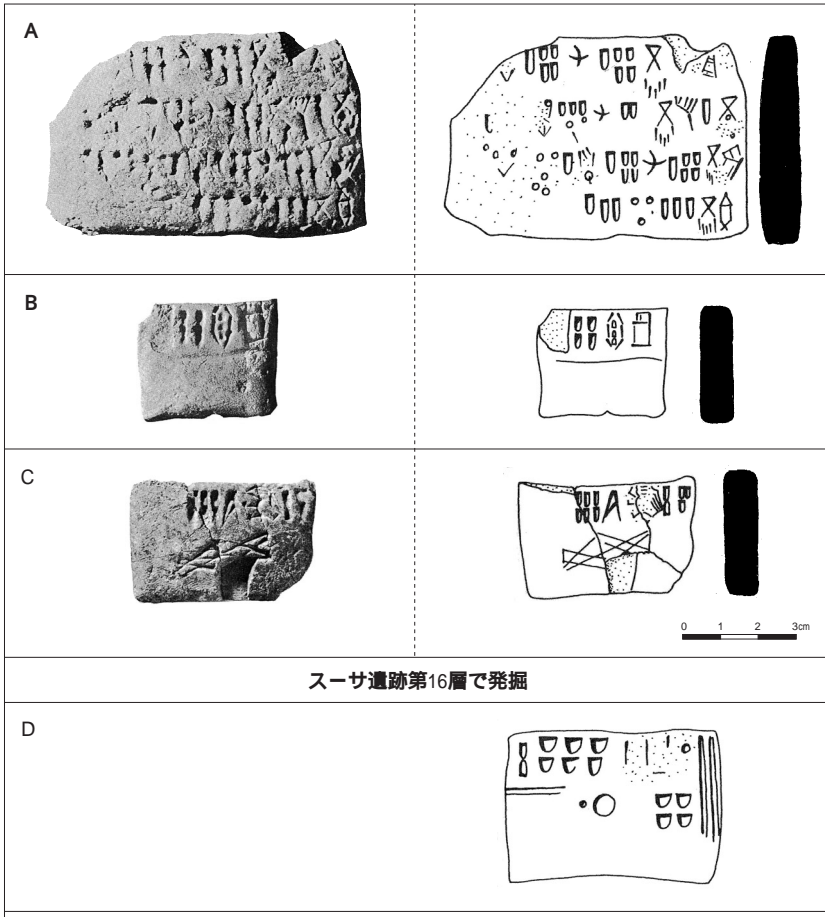
2. 「記録」の起源

2) メソポタミア時代の粘土板と記録

(3) 粘土板の会計文書

第5段階。「スーサ遺跡第15層、16層」と呼ばれる考古学層で発掘。前3000年から前2900年頃の「会計文書」。第5段階になると、粘土板は薄くて長方形の形状、ほとんど『標準型』の形状である。この第5段階の粘土板の特徴となるのは、円筒印章の刻印が押されることもあるが、くぼみ目の印によって数字を記録する傍らに、『原エラム文字』が出現したことである。この文字の記号は、想像するに、取引の物品を明示するために使用されたのである。

スーサ遺跡第16層から出土する粘土板には、少なからず、円筒印章を横に転がした痕跡のないものもある。この事実は、考古学層のヨリ低い層から出土した文書である第17層，第18層から出土した粘土球と粘土板（粘土塊）の文書に，円筒印章による刻印が取引の物品を表現したという仮説を裏付けるものである」⁴⁹⁾。図15⁵⁰⁾を参照。



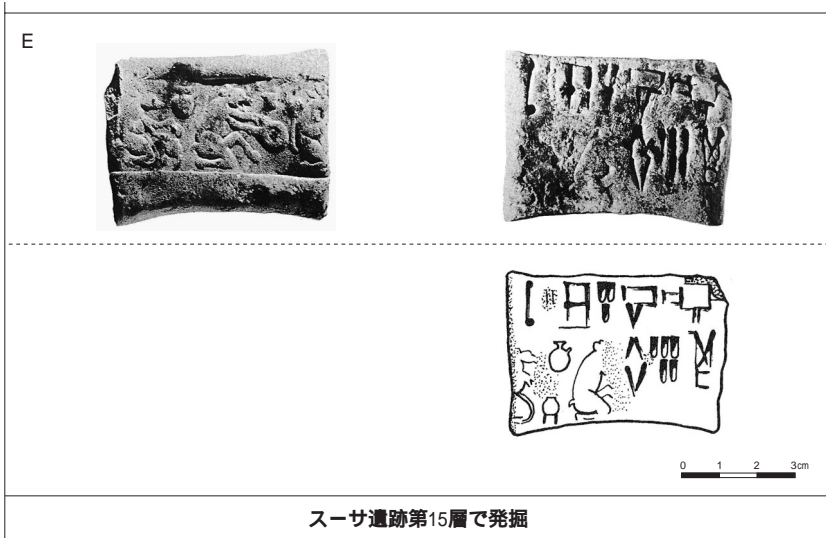


図15

第6段階。「スーサ遺跡第15層，14層」と呼ばれる考古学層。前2900年から前2800年頃の「会計文書」。第6段階，原エラム文字の粘土板では，文字を象徴する記号が数字よりも広い面積を占める。これは何を意味するのか。文字を象徴する記号が言語の文法的な仕組みも表現することになったのであろうか。換言すると，原エラム文字は『音声表記』(phonétisme)の発見という大進歩をなしたのであろうか。想像するに，そのとおりであろうが，現在，これを確証する術はない。文字の意味が依然として不明であるからである。実際，様々な動物や品物を表徴すると思われる記号は，例外を除いては，極めて単純な図柄であって，直接に視覚的な喚起を促すほどのものではない。この文字は全く

49) Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.172. 括弧内は筆者。

参照，松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書，129頁。

50) Cf., *CAHIERS de la DÉLÉGATION ARCHÉOLOGIQUE FRANÇAISE en IRAN, ASSOCIATION PALEORIENT*, Vol.8, Paris 1978, ACROPOLE, Figure 58. Niveaux 16 à 14B: Tablettes/PLANCHE XXIV/PLANCHE XXIII.

Cf., Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.173.

参照，松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書，130頁。

解読されておらず、この文字の音声も全く聞き取られることはない」⁵¹⁾。図16⁵²⁾を参照。

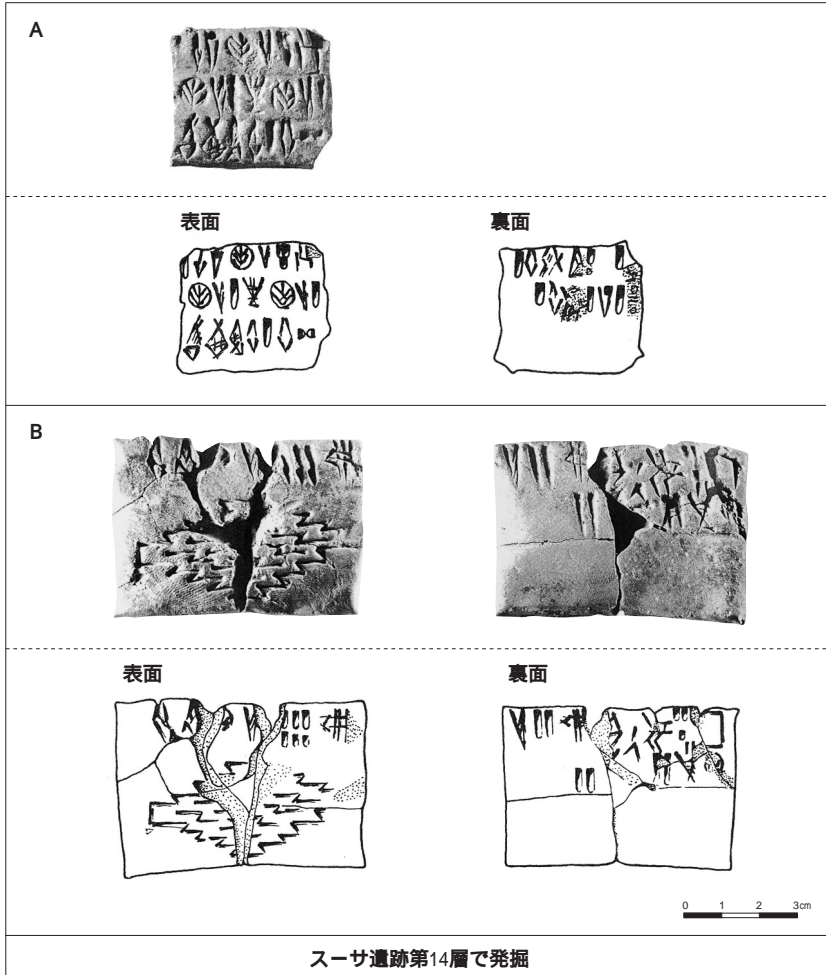


図16

51) Ifrah, Georges; *op. cit.*, pp.172-174. 二重括弧は筆者。
参照, 松原秀一・彌永昌吉監訳; 前掲書, 129頁以降。

したがって、第5段階は、第3段階と第4段階の粘土塊から「粘土板」の標準型に変形される。粘土板には、「多様な形状の刻み目か刻印」が彫り込まれる。しかも、それが「何であるのか」を記録する図柄の絵文字は、「極めて単純な図柄であって、直接に視覚的に喚起を促すほどでもない」ほどに、ヨリ抽象的に記録される。「原エラム文字」で記録されるのである。したがって、想像するに、穀物であるなら、「桁数」、葡萄酒であるなら、「壺数」ないし「樽数」、羊、山羊であるなら、「頭数」、これを「刻み込まれたくぼみ目の印」の数字で記録するだけではない。穀物であるのか、葡萄酒であるのか、羊、山羊であるのか、したがって、それが「何であるのか」は、この「極めて単純な図柄」の絵文字で記録されるのである。第1段階の粘土球から第4段階の粘土塊までは、それが「何であるのか」は、横に転がして押印された円筒印章の刻印によって確認しえたようであるのだが、実際、第4段階の粘土塊では、「粘土板（粘土塊）の側面にも裏面にも、円筒印章が横に転がされる」⁴⁵⁾ほどであったのだが、第5段階の粘土板では、そうではない。それが「何であるのか」は、この「極めて単純な図柄」の絵文字、「原エラム文字」で記録されるためか、「粘土板には、少なからず、円筒印章を横に転がした痕跡のないものもある」のである。

さらに、第6段階は、「極めて単純な図柄」の絵文字、「原エラム文字」を記録する面積が数字を記録する面積よりも広がっている。「現在、これを確認する術はない」が、「原エラム文字は音声表記の発見という大進歩をなした」ことによって、したがって、「表意文字」から転換、「表音文字」の発見という大進歩をなしたことによって、くぼみ目の印と図柄の意味で表記するだけの文字から「音声で表記する文字」で記録するようになるというのである。そのようになると、想像するに、頭部の図柄を絵文字で記録する「名詞」、「刻み込まれたくぼみ目の印」の数字で記録する「数詞」だけでなく、「動詞」、「前置詞」、「接続詞」も記録することになるので、もはや、絵文字と数字の羅列では

52) Cf., *op. cit.* (CAHIERS de la DÉLÉGATION ARCHÉOLOGIQUE FRANÇAISE en IRAN, Vol.8.), ACROPOLE, Figure 58. Niveaux 16 à 14B: Tablettes/PLANCHE XXIV.

Cf., Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.173.

参照、松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書，130頁。

なく、「文章」として記録しうようになるのではなからうか。

したがって、「数えることは知った、数も知った人間」、しかも、「文字を知った人間」が、頭数は「刻み込まれたくぼみ目の印」の数字で記録するだけでなく、羊、山羊は頭部の図柄の絵文字で記録するようになって、「何をどれくらい」、「何を」全部の個数は「何個」とか、「何を」全部の頭数は「何頭」とか、具体的に正確に記録しうようになるはずである。しかも、それだけではない。「表意文字」から転換、「表音文字」の発見という大進歩をなしたことによって、もはや、絵文字と数字の羅列ではなく、「文章」として記録しうようになるので、「取引相手が誰であるのか」⁴⁶⁾、「取引の物品が何であるのか」⁴⁷⁾はもちろん、「取引は引渡しなのか、受入れなのか、交換なのか、配給なのか」⁴⁷⁾までも、ヨリ具体的に正確に記録しうようになるはずである。したがって、第5段階と第6段階こそは「記録すること自体」の起源であるのではなからうか。

それでは、古代都市はシュメールで発掘された「会計文書」は、どうであろうか。前掲の著書によると、「発見された最古の粘土板であるシュメールの粘土板は、スーサの粘土板（粘土塊）の第4段階に相当するのだが、前3200年から前3100年頃にウルクで出土した。ウルク遺跡第4a層から出土したのである。形状は、大体、長方形で円みを帯びた乾燥した小さな粘土板（粘土塊）で、両面が膨らんでいる。図4。粘土板（粘土塊）によっては、円筒印章の刻印と絵文字または『表意文字』（idéogramme）のような多くの図柄の傍らに、刻印を彫り込んだものもある。それ以外の粘土板（粘土塊）にも、この数の印と同様の図柄が見られるが、円筒印章の刻印はあまりない。図柄はかなり写実的。経済活動に関係する取引の物品や動物を明示する目的を持っていた。取引の数量はこれに相応する数字で記録される。

すべて文書は経済的な性格しか持っていないようで、文書によっては、シュメール文字は、ここでは、『文字』が『話し言葉を記録するための体系的な試み』と解釈するのだが、『粘土板』（粘土塊）に記録されるだけの漠然とした考えではなく、ヨリ明確に分析、秩序を立てながら、あらゆる要素に分解する考

えに基づくようになったということである。文節言語の場合と同様である。いくつかの粘土板（粘土塊）は横線と縦線によって区分されることで、それぞれの区画には、数字に結び付く記号が見られるからである。図4の粘土板E。

したがって、前3200年から前3100年頃のシュメールの粘土板（粘土塊）は、同時代のスーサの粘土板（粘土塊）よりも進歩していたと考えられる。スーサの粘土板（粘土塊）が象徴的な記号を使用していたときに、シュメールの粘土板（粘土塊）は、すでに、文字の記号を使用して、商業取引を明示しているのである⁵³⁾。

そこで、「表意文字」と「表音文字」から「表意文字」から「表音文字」に、どのように転換したかを理解するには、「絵文字」から「楔形文字」に、どのように転換したかも理解しておかねばなるまい。しかし、古代都市はウルクで使用されたという「シュメール文字」は、いくらか解読されているとのことであるが⁵⁴⁾、古代都市はスーサで使用されたという「原エラム文字」は、現在でも解読されてはいないとのことであるので⁵⁴⁾、シュメール文字の転換から想像するしかない。著書『シュメール文明 古代メソポタミア文明の源流』(Helmut, Uhlig; *„Die SUMERER, Volk am Anfang der Geschichte“*, München.)によると、「そのような記号をもった」「粘土板が」「ウルク」「地域で発見された。これらはすべて経済に関係のある内容のものであった」⁵⁵⁾。「これらの文字が初めは純粹に実用的な目的に用いられていたものであり、当初は単なる記憶の目印に過ぎなかったことは、間違いないところである」⁵⁵⁾。

たとえば、人間の頭部の図柄は「頭」、この頭部の口を強調する図柄は「口」、または「話す」を意味する。皿の図柄は「皿」または「食事」、川の流れの図柄は「水」を意味する。口の図柄と皿の図柄を組み合わせると「食べる」、口の

53) Ifrah, Georges; *op. cit.*, pp.174-175. 括弧内は筆者。

参照、松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書、131頁。

54) 参照、松本健編集；『四大文明・メソポタミア』：渡辺和子稿；「メソポタミアの文字の歴史」、日本放送協会2000年、147頁。

55) 戸叶勝也訳；前掲書、32頁。

図柄と水の図柄を組み合わせて「飲む」を意味する。足を踏出す図柄は「行く」または「立つ」を意味する。鳥の図柄は「鳥」、魚の図柄は「魚」を意味する。牛の頭部に角の付いた図柄は「牡牛」、牛の頭部に角の付かない図柄は「牝牛」を意味する。麦の図柄は「穀物」を意味する。「もちろん、初期シュメール文字のすべてが、このように単純で一義的であったわけではない。解読を拒む粘土板も少なくない」⁵⁵⁾。「それは当時すでに比喩的な用法が生まれており、それを知るのには」「なかなか困難であるという事情とも関連のあること」⁵⁵⁾ではあるが、「比較的短期間に、シュメール人が考え出した絵文字や符合は2000に達した。そのためこれらの文字は同時代人にとってさえ多義的なものとなり、全体を把握することは困難となった」⁵⁶⁾のである。

たとえば、「皿」または「食事」の図柄を意味する図柄でも、「行く」または「立つ」を意味する図柄でも、いずれを意味するのか、この図柄の前後から想像するしかない。「これらの記号が多義的になると、難しいことになる」⁵⁶⁾のである。さらに、口の図柄と皿の図柄を組み合わせて「食べる」、口の図柄と水の図柄を組み合わせて「飲む」を意味するように、多様な図柄を組み合わせることによっては、その意味するところも無限になりかねない。したがって、「その後始まった個々の記号を様々に組み合わせて用いるやり方の出現によって、事情はいっそう複雑となった」⁵⁶⁾のである。「たとえば、星を示す記号は、やがて空や神に対しても用いられるようになる。太陽は同時に、日、明るい、友好的、天気がよいことを意味するようになる。そしてこれらの記号が包含する概念の世界は、おそらく区別する印すらなくなってしまふほどに絶えず拡大していった」⁵⁶⁾。「絵文字から楔形文字への転換が行われた時になって初めて、それに歯止めがかかったのである」⁵⁶⁾。

そこで、楔形文字。前掲の著書によると、「絵文字から楔形文字への最後の一步を踏み出したのは、おそらく記号言語が発明されてまもなく、「ウルクの」「書記」である「彼らは絵文字をより速くよりよい状態で粘土板に印すために、元来直立していたものを90度左へ転回した。その結果、それらの絵文字はすべ

56) 戸叶勝也訳；前掲書，33頁。

て仰向けに横たわることとなった。それにもかかわらず円形部分や四方八方に伸びている線を粘土板の上に刻印することは容易なことではなかった。1枚の板の上に記すべき分量が多い場合は、ことさら難しかった。そこで勢い粘土板の大きさも大きくなった⁵⁶⁾。これに対応して、「書記の用いる道具 -- 彫刻刀のようなもの -- もおそらく改善され、規格化され、特に頭のいい書記は記号を簡素化することを思いついた」⁵⁷⁾。「円や丸みは、逆向きの線と並んで次第に消えていった。そして残ったのが、刀を粘土板の中に入れる時に、先頭が右向きか下向きになるように楔形にして刻むやり方であった。この技法は2つのよい結果を生んだ。まず楔形は比較的速く粘土板の中に刻印することができた。それから第2に絵文字とは違って極めて似た形の、美的とすら今日では言えるほどの印象を与えることとなった。文字が読みやすくなったことは言うまでもない。

楔形文字の発展に伴ない、符合の数は減っていった。楔形は次第により精選された文字体系に適合していくようになると同時に、その多義性は失われ、『表音文字』ともなった。

絵文字は言語との結びつきなしに成立した。誰でも絵文字は、言語とは無関係に理解することができた。符合がその意味において綴りと単語と同じものになり始めるに及んで -- これは紀元前2800年頃起こった -- 文字はヨーロッパ人の理解する意味で、読めるようになった。かくして抽象概念や動詞、接続詞などを表す符合も生まれた。そして『元来の絵の羅列』から『真の文章文字』が生じ、それは同時に言語文字から綴り文字への移行をも表した⁵⁷⁾。「初期の絵文字から90度の転回を経て最初の楔形文字が生まれ、さらにそれがアッシリア時代（前1000年紀）に通常用いられるような形になるまでの推移」、「それは人類最古の文字の発生とその後の変化を把握するのに大変参考になるものである」⁵⁷⁾。図17⁵⁸⁾を参照。

57) 戸叶勝也訳；前掲書，36頁。二重括弧および括弧内は筆者。

58) 参照。戸叶勝也訳；前掲書，34頁以降。

1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								

*Iは、前3000年頃に発生した初期シュメールの絵文字。IIは、この絵文字を90度転回したものである。IIIは、前2500年頃に使用された、いわゆる古代文字。粘土板に刻印された最初の形態。IVは、石や金属に刻印された、同時代の古代文字。VとVIIは、前2350年から前2000年頃に記録された楔形文字。VIIIは、前2000年紀の前半に使用された楔形文字。VIIIは、楔形文字の最終形態。前1000年紀にアッシリア人によって使用されたもの。

*1は「頭」(サグ)。2は「口」または「話す」(ケ、ドゥグ)。3は「血」または「食事」(ニンダ)。4は「食べる」(ク)。5は「水」(ア)。6は「飲む」(ナグ)。7は「行く」または「立つ」(ドゥー、グゥブ)。8は鳥(ムッシュン)。9は「魚」(ハ)。10は「牡牛」(グウート)。11は「牝牛」(アブ)。12は「穀物」(シエ)。括弧内はシュメール語の音声。

図17

これに併せて、数字についても、楔形文字で記録する場合を参考のために付記することにする。図18⁵⁹⁾を参照。

1	2	3	4	5	6	7	8	9
4	30 8	60 50 7	180 40 1	240 40 1	120 10 9			
4	38	117	221	281	139			

* 前2000年頃に記録されたシュメール文字であるとのこと。

図18

このように、「シュメール文字」については、想像するに、長期間を掛けて、絵文字から「楔形文字」に転換しながら、表意文字から「表音文字」に転換したものと理解しうるのだが、「原エラム文字」については、どうであろうか。簿記学者でしかない筆者としては、「原エラム文字の粘土板では、文字を象徴する記号が数字よりも広い面積を占める」からといって、短期間に「表意文字」から転換、「原エラム文字は『音声表記』の発見という大進歩をなした」と速

59) Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.189.

参照, 松原秀一・彌永昌吉監訳; 前掲書, 144頁。

なお, メソポタミア時代には, 天文学の影響からか, 今日10進法ではなく, 10と60という「交互する底」を持つ60進法, たとえば, 1, 10, 60, 10×60, 60², 10×60², 60³・・・であったとのことで, このように表現。

Cf., Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.185.

参照, 松原秀一・彌永昌吉監訳; 前掲書, 141頁以降。

参照, 大矢真一・片野善一郎共著; 『数字と数字記号の歴史』, 裳華房 1978年, 8頁。

断することに疑問なしとはいえないかもしれない。しかし、ヨリ抽象的に記録される絵文字、「原エラム文字の記号」⁶⁰⁾として参考に供される絵文字を眺めていると、「極めて単純な図柄であって、直接に視覚的な喚起を促すほどのものではない」だけに、くぼみ目の印と図柄の意味で表記するだけの文字、「表意文字」として判読するのが困難であるのでは、と想像するのである。「この文字は全く解読されておらず、この文字の音声も全く聞き取られることはない」にしても、むしろ、音声で表記する文字、「音声文字」としてこそ判読しうるのでは、と想像するのである。したがって、疑問なしとはいえないかもしれないが、第5段階と第6段階が「記録すること自体」の起源であることを否定しえないのではなからうか。図19を参照。

図19

60) de Mecquenem, R.; *Épigraphie proto-élamite, dans les MDP. XXXI. Presses Univers. de France*, Paris 1949. から引用とのことであるが、頁数は不明。

Cf., Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.174.

参照, 松原秀一・彌永昌吉監訳; 前掲書, 131頁。

ところで、「記録すること自体」は、やがては、法律によって拍車を掛けられたにちがいない。メソポタミア時代には、自身の記憶を確実なものにするために、もはや「備忘」手段として記録しただけではなさそうで、証憑、したがって、後日の備忘「証明」手段として記録するからである。粘土板の会計証書として記録するからである。著書『粘土に書かれた歴史 - メソポタミア文明の話 - 』（Chiera, Edward; “*They Wrote on Clay, The Babylonian Tablets Speak Today*”, New York.）によると、「粘土板に文字を書くことは容易なことではないので、実際に文字を書く術をマスターしようとする人があまりいなかったことは驚くにあたらない。学校に入って何年も苦勞するよりも誰かをやとって字を書かせた方がずっとらくである。それで秘書すなわち『私人の書記』が大変重要になり、実際に商取引きをする人々にかくべからざる存在となった」⁶¹⁾。したがって、「大部分の人々が読み書きの訓練を受けていなかったということは、すべての取引きをふくむ龐大な記録をつくるということを一向さまたげなかった。法律はすべての商取引きがどんなに小さいものでも文字にされ、契約者同志と証人とがちゃんと『署名』しなければならないと命じている。これは『紀元前2000年の法律』」⁶²⁾。「文書を有効ならしめる署名は、もし実際に自筆で自分の名前を書かねばならないとしたら、いささか困ったことになったろうが、彼らは大変簡単にこの障害をよけて通った。だれでもが首のまわりに署名をぶらさげていた。これは宗教的あるいは社会的生活に取材した光景をきざんだ小さな石の円筒（印章）であった。文書ができると取引き相手と商人とは彼の円筒を湿った年度の上にくるがす。こうしてできた浮彫りがすなわち署名として通用した。それから書記が捺印した人間の名前を書きこめばよかった」⁶³⁾のである。

事実、原典がほぼ完全に残ることで、世界に現存する最古の法律は、バビロ

61) 板倉勝正訳；『粘土に書かれた歴史 - メソポタミア文明の話 - 』（Chiera, Edward; *They Wrote on Clay, The Babylonian Tablets Speak Today*, New York 1951. ），岩波書店 1958年，63頁。

62) 板倉勝正訳；前掲書，63頁以降。二重括弧は筆者。

63) 板倉勝正訳；前掲書，64頁以降。

ニアの王、ハンムラビ（Hammurabi）によって公布された「ハンムラビ法典」王の在位は前1792年から前1750年とも⁶⁴⁾、前1727年から前1686年とも⁶⁴⁾、前1700年代から前1600年代である。したがって、想像するに、前1700年頃に公布された法典である⁶⁵⁾。慣習法を成分化して、全部で282条の法典である。20世紀の初頭に、古代都市はスーサで発掘された石柱の碑文である。前1200年紀頃、エラムの王がバビロニアに進攻、神殿から法典の石柱を戦勝記念に持ち帰り、この石柱の表側の下部の部分を削り取って、自身の戦勝記念の文章を彫り込もうとしたので、この部分、第66条からは欠落していたとのこと。この法典の条文、楔形文字で彫り込まれた条文を解読するのに、欠落していた表側の下部の部分から、全く削り取られていない裏側の上部の部分に接続する条文をそのまま、第100条にしたとのことである。粘土板の写本の断片によって、不完全ながら補足されてはいるのだが、削り取られていない原典だけによると、商業取引は第100条から第107条に規定される⁶⁶⁾。

前1700年頃のハンムラビ法典

第100条 ……受取った銀（前受額）の利息を記録して、その日数を計算、商人に支払わねばならない。

第101条 赴いた地（販売地）で利益を得なかったなら、販売人は受取った銀（前受額）を2倍にして、商人に返却しなければならない。

第102条 商人は販売人を信頼して銀を前渡したが、赴いた地（販売地）で損失を被ったなら、販売人は元金の銀（前受額）を返却しなければならない。

64) フランク・B・キプジー編集；『ブリタニカ国際大百科事典（16）』：小林登志子訳；「ハンムラビ」、ティビーエス・ブリタニカ 1994年、593頁。

65) なお、法典が公布されたのは、前1690年という説もあるが、その根拠は不明。
参照、伊藤正巳編集；『国民法律百科大辞典』：柴田光蔵稿；「ハンムラビ法典」、ぎょうせい 1984年、479頁。

66) 参照、原田慶吉著；『楔形文字法の研究』、弘文堂 1949年、315頁以降。

参照、中田一郎訳；『ハンムラビ「法典」』、リトン 1999年、29頁以降。

参照、佐藤信夫著；『古代法解釈 ハンムラビ法典楔形文字 原文の翻訳と解釈』、慶應義塾大学出版 2004年、315頁以降。

すでに、このような3冊の著書ないし訳書があるにもかかわらず、不遜かもしれないが、条文は筆者なりに整理して表現。括弧内は筆者。

なお、第100条の前段は削り取られた部分で、判読不能。

第103条 赴く途中、盗賊が販売人に運んでいる物品を放棄させたなら、販売人は神に誓うことによって放免されねばならない。

第104条 商人が販売人に、それが何であろうとも、穀物、羊毛、油などの物品を取引で引渡したなら、販売人は銀(取引額)を記録して、商人に返却しなければならない。販売人は銀(取引額)を商人に返却すると、銀(取引額)の捺印証書(領収証)を受取らねばならない。

第105条 販売人が不注意にして、銀(取引額)の捺印証書(領収証)を商人から受取っていなかったなら、捺印証書(領収証)のない銀(取引額)を計算に入れてはならない。

第106条 販売人が商人から銀(前受額)を受取った後に、商人に否定するなら、商人は神と証人の前で、販売人が銀(前受額)を受取ったことを立証したところで、販売人は受取った銀(前受額)を3倍にして商人に返却しなければならない。

第107条 商人が販売人に任せた後に、それが何であろうとも、販売人が商人の引渡した物品を返却したにもかかわらず、商人が否定するなら、販売人は神と証人の前で立証したところで、商人は否定したのために、受取った物品を6倍にして販売人に返却しなければならない。

ここに、「商人」の音声は「タムカルム」(tamkarum)、「委託者」とも翻訳される⁶⁷⁾。「販売人」の音声は「シャマルルム」(šamallum)、「営業補助者」、「行商人」、「代理人」、「受託者」とも翻訳される⁶⁸⁾。本来、「シャマルルム」は「財布を持ち運ぶ人」を意味したとのことであるので⁶⁹⁾、「タムカルム」は「財布を預け任せた人」を意味することになるのかもしれない。想像するに、第100条から第107条に規定される商業取引は、銀、穀物の「委託受託関係」。販売人が利息を支払わねばならない(第100条)ことでは特異であるが、「商人」が委託、「販売人」が受託した場合には(第102条、第104条と第107条)、販売人の不可抗力で被った損失は商人が負担するが(第103条)、販売人の責任で被

67) 参照、佐藤信夫著；前掲書，318頁以降。

なお、「依託者」は「頼って預けた人」、「委託者」は「委ねて預けた人」。本来、同義であるのだが、羊、山羊の「放牧(管理)」の依託者と穀物、銀の「販売」の委託者を区別するために、そのように表現。

68) 参照、原田慶吉著；前掲書，315頁以降。

参照、中田一郎訳；前掲書，30頁以降。

参照、佐藤信夫著；前掲書，320頁以降。

69) 参照、佐藤信夫著；前掲書，320頁以降。

参照、江上波夫・五味亨共訳；『古代オリエント商人の世界』(Klengel, Horst; *Handel und Händler im alten Orient*, Leipzig 1983.), 山川出版社 1983年, 112頁。

った損失は販売人が負担（第102条）、しかも、利益が得られなかったなら、販売人に懈怠があったということで、販売人は過大の責任まで負担しなければならない（第101条）とのことである。したがって、「タムカルム」は「委託者」、**「シャマルルム」**は「受託者」として登場する。「委託者」である商人にしても、「受託者」である販売人にしても、自身を保証しうるには、銀、穀物の「委託受託関係」は記録しておかなばならないはずである。「委託受託関係」を記録する粘土板の会計文書は、「委託者」である商人にとっては「委託証書」、**「受託者」**である販売人にとっては「受託証書」。したがって、後に記録する「領収書」（捺印証書）と併せて、この「会計証書」こそが自身を保証することになるからである。

さらに、削り取られた部分で、後に、粘土板の写本の断片によって、不完全ながら補足される部分では、断片の条文から想像するに、第78条に規定される商業取引は、家屋の「賃貸借関係」**「借家人」**が満期日までの家賃を支払ったにもかかわらず、満期日にならないうちに、「家主」が退去を申し出た場合には、受取った家賃は払戻さねばならないとのことである⁷⁰⁾。「賃貸借関係」を記録する粘土板の会計文書は、「賃貸人」である家主にとっては「賃貸証書」、**「賃借人」**である借家人にとっては「賃借証書」。したがって、後に記録する「領収書」（捺印証書）と併せて、この「会計証書」こそが自身を保証することになるはずである。第88条から第96条に規定される商業取引は、穀物か銀の「貸借関係」**「商人」**が穀物か銀を貸借した場合には、穀物か銀に対する法定の利率で利息を受取るか支払わねばならないとのことである⁷⁰⁾。したがって、

70) 参照、原田慶吉著；前掲書，314以降。

なお、銀と穀物は、簡易な支払手段として商業取引に使用されたとのこと。商業取引には、両者が併用されることもあったとのことである。したがって、銀は、鑄造された「貨幣」ではなく、粒銀、銀の環または延べ棒。目方で測る「地金」として流通したようで、小麦などの穀物が秤で量られたのと同様に、商業取引の都度、銀が天秤で量られたとのことである。

参照、江上波夫・五味亨共訳；前掲書，284頁以降。

参照、湯浅起男訳；『図説 お金の歴史全書』（Williams, Jonathan; MONEY - A HISTORY -, London 1997.），東洋書林 1998年，18頁以降。

「タムカルム」は「貸し手」、「シャマルルム」は「借り手」としても登場する。「貸し手」である商人にしても、「借り手」である商人にしても、自身を保証しうするには、「貸借関係」は記録しておかなばならないはずである。「貸借関係」を記録する粘土板の会計文書は、「貸し手」である商人にとっては「貸付証書」、「借り手」である商人にとっては「借入証書」したがって、後に記録する「領収書」(捺印証書)と併せて、この「会計証書」こそが自身を保証することになるからである。

そこで、会計証書に記録するのは、かつては、「会計記録人」。古代都市に任用された役所の責任者。官吏であったはずである。メソポタミア地域の古代都市は神殿支配であったことから、この役所の責任者は「神殿の管理者」として、神官であったかもしれない。「依託者」である飼い主は、「受託者」である羊飼いに對する自身の権利を保全してもらうために会計記録人に囑託したのである。したがって、官吏にしても、神官にしても、「依託者」である飼い主と「受託者」である羊飼いに對しては、羊、山羊の「依託受託関係」を保証するので、今日の「公証人」に相当することになる。「依託者」である飼い主と「受託者」である羊飼いの確認を得ながら、1頭、1頭、羊、山羊の頭数を数えることで、この頭数と同数の小物体、これと同様の「刻み目の付いた多様な小物体」を「粘土球」と呼ばれる球体または卵形の容器に詰め込んだのだから、ごまかされるはずもなく、改竄されるはずもない。したがって、「依託者」である飼い主と「受託者」である羊飼いに信頼しうるものであったはずである。

しかし、記録したのは「粘土球の会計文書」。「記録することのない記録」でしかない。これを保持しておくことで、記録することと同様になるのだが、粘土球から粘土塊、さらに、「粘土板の会計文書」に移行しても、はたして、今日の「公証人」に相当する会計記録人が対応しえたのであろうか。メソポタミア地域では、商業活動が活発になるに伴って、商業取引も増加してくるはずである。官吏にしても、神官にしても、会計記録人がこの増加してくる商業取引に1つ1つ対応しえたとは、事務量的に、とても想像しえないのである。

そうであるとしたら、考古学者からの批判を覚悟して、あえて憶測するに、今日の公証人に相当する会計記録人が保証することはなく、「商人」自身、「取

引相手」の商人自身が保証しなければならなくなったのでは、と想像するのである。かつては、「依託者」である飼い主が自身の権利を保全してもらうために会計記録人に囑託したのだが、もはや、この会計記録人が保証するのではない。依託受託関係についても、「依託者」である飼い主自身、「受託者」である羊飼い自身が保証しなければならなくなったのでは、と想像するのである。

たとえば、ハンムラビ法典に規定される商業取引、銀、穀物の「委託受託関係」にしても、さらに、家屋の「賃貸借関係」、穀物が銀の「貸借関係」にしても、「委託者」、「賃貸人」、「貸し手」である「商人」は、自身が粘土板の会計文書に記録しておくことで、自身の権利を保全することになるのでは、ということである。これに対して、「受託者」、「賃借人」、「借り手」である「取引相手」の商人は、「委託者」、「賃貸人」、「貸し手」である商人が記録する粘土板の領収書（捺印証書）を保持しておくことで、自身の権利を保全することになるのでは、ということである。したがって、銀、穀物の「委託受託関係」を保証するのも、さらに、家屋の「賃貸借関係」、穀物が銀の「貸借関係」を保証するのも、もはや、今日の公証人に相当する会計記録人ではない。「商人」自身、「取引相手」の商人自身が保証しなければならなくなったはずである。

しかし、メソポタミア時代には、「数えることを知った、数も知った人間」、しかも、絵文字と数字の、まさに「文字を知った人間」であったのは、あくまで「会計記録人」。メソポタミア地域には、「書記学校」が創設、「文字を記録しうる人間」である書記が養成されたとのことではあるが⁷¹⁾、あくまで官吏であるか神官。「依託者」である飼い主と「受託者」である羊飼いがそうであったように、「商人」と「取引相手」の商人も養成されたことはなさそうである。複雑な書体の楔形文字でもあるだけに、「文字を記録しうる人間」にまで教育されたことはなさそうである。

そうであるからこそ、あえて憶測するに、「文字を記録しうる人間」としては、官吏でも神官でもない会計記録人、したがって、代筆するだけの「私人の書記」、したがって、記録することを職業とする「代書人」に、「商人」と「取

71) 参照、渡辺和子稿；前掲書、151頁。

引相手」の商人は記録してもらったのでは、と想像するのである。今日の「行政書士」または「司法書士」に相当することになるとしたら、古代都市に認可されていないからならぬであろうが、認可されることはなかったようで、代筆するだけの「私人の書記」、したがって、記録することを職業とする「代書人」が粘土板の会計文書に記録したのではなからうか。

事実、前掲の著書によると、「商取引はたいてい市の門のそばで行われた。ここにはたいていブラブラしながら世間のうわさ話をしたり、旅人がきて新しいニュースを知らせてくれるのを待っているひまな連中がウジャウジャいた。そこには」「いつでもお客を待ちかまえている『代書屋』(代書人)も腰をすえていたことだろう。片手に紙を持ち片手にペンを持って書くかわりに、彼はただ粘土の小塊と筆に削った棒を持っているだけであった。取引する同士がやってきて契約が成立すると書記に取引きの性質を説明する。すっきりのみこむと書記は書きはじめる。彼の手は大変早くて木の棒あるいは葦の棒を縦横にすばやくごかし、粘土板はじきに美しい字で一杯になる。取引者同士」「は彼らの署名をおし契約は成立する。ある場合には両方が書類を持っていることができるように複製がつくれるが、たいていは1枚で十分であった」⁷²⁾のである。

もちろん、代筆するだけの「私人の書記」、したがって、記録することを職業とする「代書人」が記録する「会計証書」であるからには、「商人」自身、「取引相手」の商人自身は、双方の署名を代筆してもらい、双方の円筒印章を横に転がして押印することで、自身を保証するのかもしれない。したがって、「2つの円筒印章」を押印しなければならないのかもしれない。

しかし、銀、穀物の「委託受託関係」を記録する粘土板の会計文書は、「委託者」である商人にとっては「委託証書」、「受託者」である販売人にとっては「受託証書」。委託者である商人の権利を保全するには、受託証書でもある「委託証書」に「受託者」である販売人の円筒印章を横に転がして押印してもらい、「受託者」である販売人の権利を保全するには、後に記録する「領収書」

72) 板倉勝正訳；前掲書，64頁以降。二重括弧および括弧内は筆者。

(捺印証書)に「委託者」である商人の円筒印章を横に転がして押印してもらい、この会計証書を保持しておくことによって、自身を保証することになるはずである。

さらに、家屋の「賃貸借関係」を記録する粘土板の会計文書についても同様。「賃貸人」である家主にとっては「賃貸証書」、「賃借人」である借家人にとっては「賃借証書」、「賃貸人」である家主の権利を保全するには、賃借証書でもある「賃貸証書」に「賃借人」である借家人の円筒印章を横に転がして押印してもらい、「賃借人」である借家人の権利を保全するには、後に記録する「領収書」(捺印証書)に「賃貸人」である家主の円筒印章を横に転がして押印してもらい、この会計証書を保持しておくことによって、自身を保証することになるはずである。穀物か銀の「貸借関係」を記録する粘土板の会計文書についても同様。「貸し手」である商人にとっては「貸付証書」、「借り手」である「取引相手」の商人にとっては「借用証書」、「貸し手」である商人の権利を保全するには、借用証書でもある「貸付証書」に「借り手」である「取引相手」の商人の円筒印章を横に転がして押印してもらい、「借り手」である「取引相手」の商人の権利を保全するには、後に記録する「領収書」(捺印証書)に「貸し手」である商人の円筒印章を横に転がして押印してもらい、この会計証書を保持しておくことによって、自身を保証することになるはずである。

したがって、会計証書を保持しておくことによってこそ、ハムラビ法典に規定される条文、第106条では、「販売人が銀(前受額)を受取った後に、商人が否定するなら、商人は神と証人の前で、販売人が銀(前受額)を受取ったことを立証したところ」となるにちがいない。これに対して、第107条では、「商人が販売人に任せた後に、それが何であろうとも、販売人が商人の引渡した物品を返却したにもかかわらず、商人が否定するなら、販売人は神と証人の前で立証したところ」となるにちがいない。したがって、代筆するだけの「私人の書記」、したがって、記録することを職業とする「代書人」が記録する「会計証書」ということになると、「1つの円筒印章」を押印するだけでよかったのではなからうか。

事実、これを裏付けるのは、メソポタミアの古代都市はヌジの前1500年頃の

宮殿遺跡から発掘された「粘土球」。「この中空の粘土板こそ、後に」、そのような粘土球に詰め込んだ刻み目の付いた多様な小物体を「解明する、まさに口ゼッタストーンとなった」「中空の粘土板」³⁰⁾、あの「粘土球の会計文書」である。表面には、羊、山羊の頭数が記録される末尾に、羊飼いである「牧夫」の「封印」⁷³⁾があるとのことであるので、円筒印章を横に転がして押印しているのは「羊飼い」(受託者)ということになる。これに対して、「この卵形をした粘土板は」、「羊の所有者」「の私家文書に属するものであった」⁷³⁾とのことであるので、その粘土球を保持しておくのは、「飼い主」(依頼者)ということになる。したがって、羊、山羊の「依頼受託関係」を記録しておく粘土球の会計文書は、「依頼者」である飼い主にとっては「依頼証書」、「受託者」である羊飼いにとっては「受託証書」。「依頼者」である飼い主の権利を保全するには、受託証書でもある「依頼証書」に「受託者」である羊飼いの円筒印章を横に転がして押印してもらい、「受託者」である羊飼いの権利を保全するには、後に記録する「領収書」(捺印証書)に「依頼者」である飼い主の円筒印章を横に転がして押印してもらい、この会計証書を保持しておくことによって、自身を保証することになったのでは、と想像するのである。

ところが、円筒印章を横に転がして押印してもらうにしても、「商人」と「取引相手」の商人は、複雑な書体の楔形文字でもあるだけに、「文字を記録する人間」に教育されたことはなさそうである。そうであるからこそ、代筆するだけの「私人の書記」、したがって、記録することを職業とする「代書人」に記録してもらったのだから、はたして、「商人」と「取引相手」の商人は粘土板の会計証書を判読しえたのか、疑問の残るところではある⁷⁴⁾。ごまかされることもあったのでは、と想像するのである。

しかし、「表意文字」から転換、「表音文字」の発見という大進歩をなしたことによって、くぼみ目の印と図柄の意味で表記するだけの文字から「音声で表

73) 小口好昭・中田一郎共訳；前掲書，11/12頁。

74) 参照，板倉勝正訳；前掲書，65頁。

記する文字」で記録するようになると、「委託者」、「貸貸人」、「貸し手」である「商人」と「受託者」、「賃借人」、「借り手」である「取引相手」の商人の確認を得ながら、代筆するだけの「私人の書記」、したがって、記録することを職業とする「代書人」に記録してもらったのだから、ごまかされることも軽減されたのでは、とも想像するのである。まして「商取引き」、「の行われた」、「市の門のそば」にはたいていブラブラしながら世間のうわさ話をしたり、旅人がきて新しいニュースを知らせてくれるのを待っているひまな連中がウジャウジャいた。そこには、「いつでもお客を待ちかまえている『代書屋』（代書人）も腰をすえていたことだろう」ということになると、この「代書屋」（代書人）とは別の「代書屋」（代書人）に改めて確認してもらえたのだから、さらに、ごまかされることが軽減されたのでは、とも想像するのである。このように腐心することによって、羊、山羊の「依託受託関係」を記録する「粘土球の会計文書」ほどではないにしても、銀、穀物の「委託受託関係」、さらに、家屋の「賃貸借関係」、穀物が銀の「貸借関係」を記録する「粘土板の会計文書」としては、「委託者」、「貸貸人」、「貸し手」である「商人」にも「受託者」、「賃借人」、「借り手」である「取引相手」の商人にも信頼しうるものであったのではなからうか。

それよりも、粘土板の会計文書には、これに記録した楔形文字に、後で新たに1本か2本の刻み目を彫り込むことによって、改竄されることもあったのでは、と想像するのである。前掲の著書によると、「粘土に書いた記号はただ押しつけたばかりだから、債権者が1本か2本の棒を書き加えることはたやすかっただろう」⁷⁵⁾。「こうして数字あるいは言葉の意味をかえることもできたであろう。これを未然にふせぐためにしばしば文書は封筒に入れられた。それは簡単なプロセスで、粘土板が書きあげられたあと、書記は粘土の塊を手にとってこれをパイの皮くらいの厚さに平らにのばす。それから文書をこの粘土の紙につつまこむ。あまった粘土は切りとられちょうど文書をつつむだけ残す。縁や表面を綺麗になめらかにするとまったく原物と同じで、もう少し大きなもののできあ

75) 板倉勝正訳；前掲書，65頁。

がる。この上に書記はもう一度まったく同文で同じ契約を書きこむ。このカバーの上に商人と取引相手とがふたたび印章をおす⁷⁶⁾。そうすることによって、「粘土の封筒に入れられた文書は、手のつけようがないのでまったく安全だった。もしなんらかの悶着がおこったらば連れだって判事の所に行く。判事はただ封筒をぶちこわして事件をかたづけるのである。というのは中味も封筒もまったく同文のはずであるから、封筒に手がいれてあっても中味を見さえすればすぐわかってしまうのである。封筒をあけて中味を取りだしこれに手を加えてふたたび封筒に入れることはだれにもできない。封筒をあけるにはこれをぶちこわさなければならないからである」⁷⁷⁾。

そこで、「封筒に入れられた粘土板」についてである。改めて、粘土球に詰め込んだ刻み目の付いた多様な小物体を「解明する、まさにロゼッタストーンとなった」「中空の粘土板」³⁰⁾、あの「粘土球の会計文書」から想起してもらいたい。古代都市はヌジで発掘された「粘土球」は、羊、山羊の頭数と同数の「小物体」を詰め込んでから、「表面には、『楔形文字』で記録されていた」³⁴⁾のだが、「羊（と山羊）の群れの状態を入念に記録して、さらに、飼い主の（円筒）印章を（横に転がして）押印したのである」³⁴⁾。前1500年頃に作成された粘土球である。これに対して、古代都市はウルクとスーサで発掘された「粘土球」は、前3300年頃に作成された粘土球。表面には、楔形文字で記録されるはずもない。「楔形文字」自体、まだ発明されていないのである。したがって、たとえば、羊、山羊の頭数と同数の小物体、「刻み目の付いた多様な小物体」を詰め込んでから、「表面には、1つか2つの円筒印章を横に転がして、原本であることに間違いのないことの保証とするのである」²⁵⁾。しかも、「粘土球の表面には、円筒印章を横に転がすと同時に、多様な形状の刻み目（か刻印）を押し付けたのである」³⁹⁾。

したがって、前3300年頃に作成された粘土球には、「刻み目の付いた多様な小物体」を詰め込むのだから、表面に記録されるのは、「いわゆる中味の要約

76) 板倉勝正訳；前掲書，66頁。

77) 板倉勝正訳；前掲書，67頁。

なお、写真は、何を記録したかも、作成された年代も不明。

といったところ」⁴¹⁾にすぎなかったはずである。しかし、小物体を詰め込むだけでは、「記録された取引の総数（頭数の『全部』）を再確認するために、都度、粘土球を壊さねばならない」³⁹⁾。そこで、多様な小物体を詰め込むと同時に、表面には、「多様な形状の刻み目か刻印」を押し付けることで、粘土球を壊すこともなく再確認しようとしたはずである。これに対して、前1500年頃に作成された粘土球にも、「山羊と羊に関する小物体」³⁴⁾、「粘土製の球状の小物体」³⁴⁾を詰め込むと同時に、「表面には、羊、山羊の頭数（頭数の「全部」）が『楔形文字』で記録されていた」³⁴⁾が、「記録された取引の総数（頭数の『全部』）を再確認する」ためではない。表面に記録するのは、「いわゆる中味の要約といったところ」ではない。羊、羊山の頭数だけの「小物体」を詰め込むことによって、表面に楔形文字で記録される羊、山羊の頭数（頭数の「全部」）を保証しようとしたのである。小物体を詰め込むのは、「表面に記録されることの保証といったところ」なのである。このように腐心することによって、改竄されることが防止されたのでは、と想像するのである。したがって、このような粘土球の会計文書も、「封筒に入れられた粘土板の会計文書」に相当するのではなからうか。

ところが、このような粘土球の会計文書は、「まさにロゼッタストーンとなった」ことでは重要な発見であったのだが、筆者の知るかぎりでは、これ以外に発見されていないようである。したがって、普及してはいなかったのかもしれない。むしろ、「封筒に入れられた粘土板」については、前掲の著書では、「粘土板とその封筒」と呼ばれる写真⁷⁷⁾、これ以外にも、著書『古代オリエント商人の世界』（Klengel, Horst; „*Handel und Händler im alten Orient*“, Leipzig.）では、古代都市はカネシュ（Kanesh）で出土、前2000年紀の初頭に作成されたとする「楔形文字の文書（粘土板）。文書は捺印された封筒」と呼ばれる写真⁷⁸⁾、著書『NHK大英博物館（1）メソポタミア・文明の誕生』では、古代都市はアララク（Alalakh）で出土、前1500年紀に作成されたとする

77) 江上波夫・五味亨共訳；前掲書，169頁。

なお、写真は、アッシリア商人の商業記録であるとのこと。

「封筒に入れられた粘土板」と呼ばれる写真⁷⁹⁾、さらに、著書『メソポタミア』では、古代都市はマリ(Mari)の北西の近郊で出土、前1400年から前1300年頃に作成されたとする「楔形文字がしるされた封筒つき粘土板」と呼ばれる写真⁸⁰⁾を眺めていると、いくらか形状は相違するのだが、かなりの封筒が発見されているようで、封筒に入れられた、このような粘土板の会計文書こそが普及していたにちがいない。

そこで、「封筒に入れられた粘土板」についてであるが、粘土板には「楔形文字」で記録、円筒印章を横に転がして押印するのだが、この粘土板を新たにパイ状に引き延ばした粘土製の皮膜で包み込もうというのである。この粘土製の封筒で包み込むだけでも、改竄されることは防止されるかもしれない。しかし、再確認するためには、都度、粘土製の封筒を壊さねばならない。「いわゆる中味の要約といったところ」ではないが、前3300年頃に作成された粘土球を彷彿させるようではある。「委託者」、「賃貸人」、「貸し手」である「商人」と「受託者」、「賃借人」、「借り手」である「取引相手」の商人の確認を得ながら、粘土板には「楔形文字」で記録、円筒印章を横に転がして押印したのと同様に、粘土製の封筒の表面にも「楔形文字」で記録、円筒印章を横に転がして押印しておこうというのである。粘土製の封筒の表面にも同様に記録、押印することによって、粘土板には「楔形文字」で記録、円筒印章を横に転がして押印したことを保証しようとしたのである。粘土製の封筒の表面にも同様に記録、押印するのは、「粘土板に記録されたことの保証といったところ」なのである。このように腐心することによって、改竄されることも防止されたのでは、と想像するのである。したがって、羊、山羊の「依託受託関係」を記録する「粘土球の会計文書」と同様に、銀、穀物の「委託受託関係」、さらに、家屋の「賃貸借関係」、穀物か銀の「貸借関係」を記録する「封筒に入れられた粘土板の会

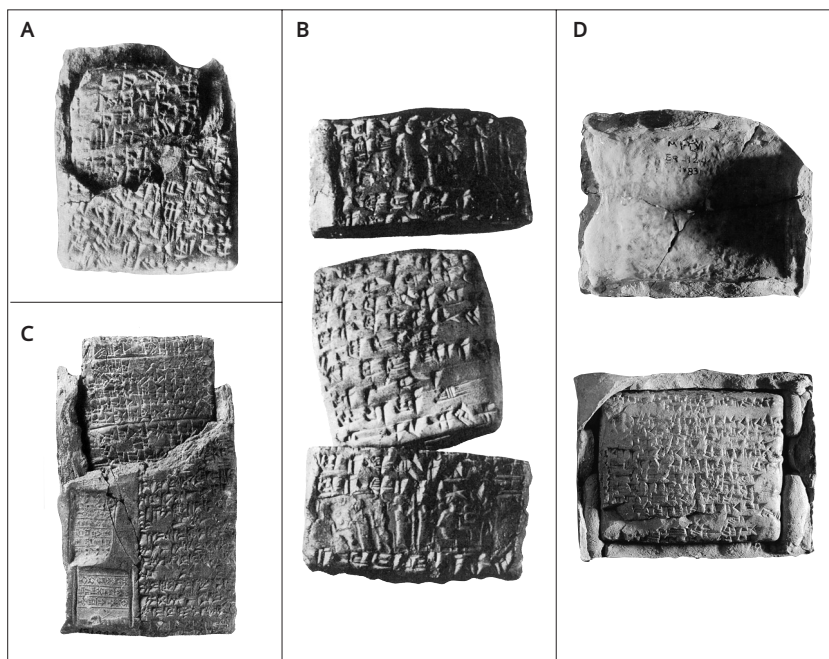
79) 吉村守編集；『NHK大英博物館(1)メソポタミア・文明の誕生』、日本放送協会1990年、76頁。

なお、写真は、兄と妹の訴訟記録であるとのこと。

80) 吉村作治編集；『メソポタミア』、ニュートンプレス1998年、73頁。

なお、写真は、何を記録したかは不明。

計文書」としては、「委託者」、「賃貸人」、「貸し手」である「商人」にも「受託者」、「賃借人」、「借り手」である「取引相手」の商人にも信頼しうるものであったのではなからうか。図20を参照。



*Aは「粘土板とその封筒」。Bは「楔形文字の文書(粘土板)。文書は捺印された封筒」。真ん中の部分は、粘土板の商業記録。上下の部分は、中央から切断された封筒の部分。この封筒には、同様の文章が記録されているとのこと。Cは「封筒に入れられた粘土板」。この封筒の大きさは、110mm×65mm。Dは「楔形文字がしるされた封筒つき粘土板」。

図20

したがって、いつから記録するようになったのか、「何をどれくらい」、これをどのように記録するようになったのか、「何のために」記録するようになったのか、「記録すること自体」の起源については、簿記学者でしかない筆者は全くの門外漢であるだけに慎重であらうとして、執拗なほどに引用することで、

冗長なまでに解明したかもしれない。しかし、極端には、「文字は『会計記録人の発明』になるものである」²²⁾とまで表現されることには納得しえようというものである。「何のために」記録するようになったのか、となると、メソポタミア時代には、自身の記憶を確実なものにするために、もはや「備忘」手段として記録しただけではなさそうで、証憑、したがって、後日の「備忘証明」手段として記録するのである。粘土板の会計証書として記録するのである。

すでに、筆者が解明したところでは、本来、「記録すること自体」の起源の起源としては、「何をどれくらい」、これをどのように記録するようになったのか、となると、「数えることは知ったが、数を知らない人間」、まして「文字も知らない人間」は、「何を」は粘土球に横に転がして押印した円筒印章によって確認するしかないのだが、「どれくらい」は「刻み目の付いた多様な小物体」を粘土球に詰め込むことで、会計文書にしたとのことである。もちろん、「記録することのない記録」でしかないのだが、この粘土球を保持しておくことによって、記録することと同様になるのである。しかも、今日の「公証人」に相当する「会計記録人」が双方の確認を得ながら詰め込んだのだから、ごまかされるはずもなく、改竄されるはずもない。粘土球の会計証書としては、信頼しうるものであったのではなからうか。

さらに、「記録すること自体」の起源としては、「何をどれくらい」、これをどのように記録するようになったのか、となると、「数えることを知った、数も知った人間」、しかも、絵文字と数字の、まさに「文字も知った人間」は、「何を」は、粘土塊までは円筒印章によって確認するしかないのだが、粘土板には図柄の絵文字で記録して、「どれくらい」は「多様な形状の刻み目が刻印」を粘土球、粘土塊に押し付けることで、さらに、粘土板に彫り込むことで、会計文書にしたとのことである。しかし、絵文字と数字で記録するようになると、さらに、複雑な書体の楔形文字で記録するようにもなると、皮肉なことには、ごまかされることにも、改竄されることにもなりかねない。

もちろん、粘土板に記録するとしたら、1回かぎりの取引事実を記録するだけの「時点記録」、「断片記録」である。そのような会計文書である。「記録すること自体」は、やがては、法律によって拍車を掛けられるともなると、時点

記録，断片記録として，ごまかされることがないように，改竄されることもないように，腐心しなければならなかったはずである。しかも，双方の確認を得たにしても，会計記録人ではなく，代筆するだけの「私人の書記」，したがって，記録することを職業とする「代書人」に記録してもらったのだから，なおさらである。腐心することによって，粘土板の会計証書としては，信頼しうるものであったはずである。

ところが，帳簿に記録することを意味する「簿記」との関わり，特に「複式簿記」との関わりについて解明するともなると，帳簿に記録するとしたら，反復する取引事実を記録する「継続記録」である。そのような「会計帳簿」である。「何のために」記録するようになったのか，となると，これまた，もはや「備忘」手段として記録しただけではなさそうで，証憑，したがって，後日の「備忘証明」手段として記録するとしたら，会計文書と同様に，会計帳簿としても，信頼しうるものであらねばならない。したがって，継続記録としても，ごまかされることがないように，改竄されることもないように，どのように腐心したかということである。腐心したことによって，「複式簿記の神話」が生み出される発端になったのでは，想像するのである。